(c) Quantities not falling in Category III and natural uranium, depleted uranium and thorium should be protected at least in accordance with prudent management practice.

(d) Although this level of protection is recommended, it would be open to the Parties, upon evaluation of the specific circumstances, to assign a different category of physical protection.

(e) Other fuel which by virtue of its original fissile material content is classified as Category I or II before irradiation may be reduced one category level while the radiation level from the fuel exceeds 1 Gy/hr (100 rads/hr) at one meter unshielded.

省　令

○厚生労働省令第百五十七号

民法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十一号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、民法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十八日

厚生労働大臣　小宮山洋子

民法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（職業安定法施行規則の一部改正）

第一条　職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条第三項第一号ニを次のように改める。

ニ　役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

(1)　当該役員の法定代理人が個人である場合　当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書

(2)　当該役員の法定代理人が法人である場合　当該法定代理人に係るイからハまでに掲げる書類（法定代理人の役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、当該役員の法定代理人（法人に限る。）に係るイからハまでに掲げる書類又は当該役員の法定代理人（個人に限る。）の住民票の写し及び履歴書を含む。）

第十八条第三項第二号ロを次のように改める。

ロ　申請者が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

(1)　当該申請者の法定代理人が個人である場合　当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書

(2)　当該申請者の法定代理人が法人である場合　当該法定代理人に係る前号イからハまでに掲げる書類（法定代理人の役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、当該役員の法定代理人（法人に限る。）に係る前号イからハまでに掲げる書類又は当該役員の法定代理人（個人に限る。）の住民票の写し及び履歴書を含む。）

第二十五条の三第三項第四号を次のように改める。

四　役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ　当該役員の法定代理人が個人である場合　当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書

ロ　当該役員の法定代理人が法人である場合　当該法定代理人に係る第一号から前号までに掲げる書類（法定代理人の役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、当該役員の法定代理人（法人に限る。）に係る第一号から前号までに掲げる書類又は当該役員の法定代理人（個人に限る。）の住民票の写し及び履歴書を含む。）

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第二条　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第九条の三中「入所中の児童」を「入所中の児童等（法第三十三条の七に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「その児童」を「その児童等」に改める。

（検疫法施行規則の一部改正）

第三条　検疫法施行規則（昭和二十六年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第九条の四第三号中「住所」の下に「（保護者が法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）」を加える。

（児童福祉法施行規則の一部改正）

第四条　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の十三中「委託児童」を「委託児童又は法第三十一条第二項の規定により引き続き委託を継続されている者（以下この条において「委託児童等」という。）」に、「第四十七条第二項」を「第四十七条第三項」に、「その児童」を「その委託児童等」に改める。

第二十四条第一項第一号中「職業」の下に「（保護者が法人であるときは、法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該申込みに係る児童の居住地）」を加え、同条第二項中「居住地」の下に「（保護者が法人であるときは、当該申込みに係る児童の居住地。第四項及び第五項において同じ。）」を加える。

第三十六条の二十八第一項中「第三十三条の八第二項ただし書」を「第三十三条の二第一項ただし書、第三十三条の八第二項ただし書又は第四十七条第二項ただし書」に改める。

第三十九条第一項中「当該児童」を「当該児童等」に改める。

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第三条　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第九条の三中「入所中の児童」を「入所中の児童等（法第三十三条の七に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「その児童」を「その児童等」に改める。

（検疫法施行規則の一部改正）

第四条　検疫法施行規則（昭和二十六年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第九条の四第三号中「住所」の下に「（保護者が法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）」を加える。

（建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第八号を次のように改める。

八　役員が未成年の場合にあっては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ　当該役員の法定代理人が個人である場合　当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書

ロ　当該役員の法定代理人が法人である場合　当該法定代理人に係る第二十条第二項第一号イからハまでに掲げる書類（法定代理人の役員が未成年の場合にあっては、当該役員の法定代理人（法人に限る。）に係る同号イからハまでに掲げる書類又は当該役員の法定代理人（個人に限る。）の住民票の写し及び履歴書を含む。）

第二十条第二項第一号ニを次のように改める。

ニ　役員が未成年者で建設業務労働者就業機会確保事業に関し営業の許可を受けていない場合にあっては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

(1)　当該役員の法定代理人が個人である場合　当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書

(2)　当該役員の法定代理人が法人である場合　当該法定代理人に係るイからハまでに掲げる書類（法定代理人の役員が未成年者で建設業務労働者就業機会確保事業に関し営業の許可を受けていない場合にあっては、当該役員の法定代理人（法人に限る。）に係るイからハまでに掲げる書類又は当該役員の法定代理人（個人に限る。）の住民票の写し及び履歴書を含む。）

第二十条第二項第二号ロを次のように改める。

ロ　申請者が未成年者で建設業務労働者就業機会確保事業に関し営業の許可を受けていない場合にあっては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

(1)　当該申請者の法定代理人が個人である場合　当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書